

平成19年11月29日
交通政策審議会
第27回港湾分科会

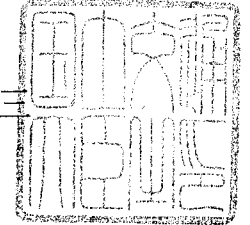
資料 2 - 1

諮問文及び諮問理由

国港総第547号
平成19年11月22日

交通政策審議会
会長 御手洗 富士夫 殿

国土交通大臣 冬柴 鐵



交通政策審議会に対する諮問について

国土交通省設置法第14条第1項第1号の規定に基づき、下記事項について諮問する。

記

【諮問第59号】

地球温暖化に起因する気候変動に対する港湾政策のあり方

【諮問理由】

別紙のとおり

【諮問理由】

地球温暖化に起因する気候変動は、生態系や食糧、資源のみならず、経済、産業や生活、健康等々、おおよそ人々の社会経済活動のあらゆる局面、ひいては人類の生存基盤自体に対し、我々がこれまでに経験したことのない深刻な影響を与えることが懸念されている。このような中、本年2月に公表された「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）」第4次評価報告書では、地球温暖化による気候変動が予測されており、海面上昇、熱帯低気圧の強大化といった現象の発生により、わが国沿岸地域の災害リスクの増大を招くことが懸念されることから、こうした事態に適応するための対策の明示が求められている。

港湾分野においては、2005年4月の京都議定書の発効を受け、温室効果ガスの削減に貢献するために、接岸船舶のアイドリングストップ、風力発電施設等クリーンエネルギーの活用、モーダルシフトに対応した内貿ユニットロードターミナルの整備等の取組が進められている。しかしながら、現時点の気候変動が確実視される中では、こうした地球温暖化の緩和・防止のための施策と併せ、わが国沿岸地域の災害リスクを最小限にとどめるための施策を総合的に講じることが必要となっており、また、これらの施策を持続的に進めるための中長期的なプログラムの提示が求められている。

このような状況を踏まえ、地球温暖化が国民的な関心事であることに鑑み、地球温暖化に起因する気候変動に対する港湾政策のあり方について、交通政策審議会に諮問するものである。